

# 田原本町議会会議録目次

○12月3日（第1日）

開会（午前10時04分）	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定（12月3日から9日までの7日間）	1-4
会議録署名議員の選出（小走善秀、吉川博一、阪東吉三郎君）	1-5
報 告 現金出納検査の結果報告	1-5
議 第53号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて （原案可決）	1-6
同 第4号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて （同 意）	1-7
同 第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること について（同 意）	1-8
同 第6号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて （同 意）	1-10
発議案の一括上程（発議第9号より発議第12号までの4議案について）	1-11
趣旨説明	1-12
質 疑	1-18
討 論	1-18
採 決	
発議第9号 冤罪をなくすための刑事裁判における捜査機関所持証拠の全面開示 を求める意見書（否 決）	1-24
発議第10号 災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書 （原案可決）	1-24
発議第11号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求 める意見書（原案可決）	1-24
発議第12号 こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ をやめることを求める意見書（原案可決）	1-25
議案の一括上程（報第16号より議第52号までの9議案について）	1-25
町長より提案理由の説明	1-26
上程議案の委員会付託について	1-27
散会（午前11時18分）	1-28

平成27年 第4回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成27年12月3日

午前10時04分 開会

於田原本町議会議場

---

1, 出席議員 (13名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 欠員

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 森恵啓仁君

---

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 持田尚顕君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 寺田元昭君	産業建設部長 森博康君
秘書広報課長 岡本達史君	監査委員 井上喜一君

教育委員長	田部井 紀美子 君	教 育 長	片 倉 照 彦 君
教 育 部 長	竹 島 基 量 君	会 計 管 理 者	奥 山 佳 延 君
選挙管理委員会 事務局 長	北 田 喜 史 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 章 司 君

---

平成 2 7 年田原本町議会第 4 回定例会議事日程

1 2 月 3 日 (木曜日)

○開 会 (午前 1 0 時)

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩 (日程の説明)

○議第 5 3 号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同 第 4 号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同 第 5 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること  
について

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同 第 6 号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○発議案の一括上程 (発議第 9 号より発議第 1 2 号までの 4 議案について)

- ・趣旨説明
- ・質疑

・ 討論

・ 採決

○ 議案の一括上程（報第16号より議第52号までの9議案について）

○ 町長より提案理由の説明

○ 上程議案の委員会付託について

○ 散 会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時04分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより平成27年田原本町議会第4回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

町長招集挨拶

○議長（辻 一夫君） 町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。  
町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第4回定例会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町政発展のため、多大なご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。師走を迎え寒さも加わり、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、経済情勢は景気は緩やかに回復しつつあるものの、依然として国の深刻な財政事情等を勘案すると、地方自治体における財政運営は引き続き厳しい状況にあるものと考えます。本町におきましても今後も厳しい財政運営を強いられることは予測されますが、現在、来年度を見据えた事業の取り組みを行い、平成28年度の予算編成を行っているところでございます。今年度の事業の検証と反省のもとに、来年度の取り組みが前進したものとなるよう、更なる町の発展を目指してまいりたいと考えております。

そのような中、今期定例会におきましては13議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

---

会期の決定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本

日より9日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、会期は9日までの7日間と決定いたしました。

---

---

#### 会議録署名議員の選出

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

12番、小走議員、13番、吉川議員、1番、阪東議員、以上の3名の方をお願い申し上げます。

---

---

#### 現金出納検査の結果報告

○議長(辻 一夫君) 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

(監査委員 井上喜一君 登壇)

○監査委員(井上喜一君) 議長のご指名によりまして、去る平成27年9月25日、10月26日及び11月25日に実施をいたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属します平成27年8月31日、9月30日並びに10月31日現在の出納状況について現金出納検査をいたしました。

検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

○議長(辻 一夫君) 日程説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時09分 再開

- 議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程に入ります。

---

---

議第53号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

- 議長（辻 一夫君） 議第53号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（藤原庸雅君）

議第53号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成27年12月3日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町694番地

氏 名 たつ辰 み巳 まさ雅 お朗

生年月日 昭和26年1月2日

以上でございます。

- 議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

- 町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第53号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町694番地、辰巳雅朗氏、昭和26年1月2日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。して、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第53号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり辰巳雅朗君を推薦することに決しました。

---

同第4号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（辻 一夫君） 続きまして同第4号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君）

同第4号

公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年12月3日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字味間128番地の8

氏 名 ふく い よし みつ  
福 井 良 充

生年月日 昭和18年10月11日

住 所 田原本町168番地の1

氏 名 うえ だ よし やす  
上 田 善 康

生年月日 昭和23年5月5日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）



○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第4号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、公平委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字味間128番地の8、福井良充氏、昭和18年10月11日生まれを適任者として再任、また、田原本町168番地の1、上田善康氏、昭和23年5月5日生まれを適任者として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました同第4号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、福井良充君、上田善康君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第4号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、福井良充君、上田善康君に同意することに決しました。

---

---

同第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（辻 一夫君） 続きまして同第5号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君）

同第5号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年12月3日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字薬王寺54番地の2

氏 名 <sup>やま</sup> <sup>ぐち</sup> <sup>とし</sup> <sup>あき</sup>  
山 口 利 昭

生年月日 昭和18年12月21日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第5号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字薬王寺54番地の2、山口利昭氏、昭和18年12月21日生まれを適任者として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました同第5号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、山口利昭君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第5号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、山口利昭君に同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（教育委員長 田部井紀美子君 退席）

午前10時18分 休憩

---

午前10時19分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

---

同第6号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて  
○議長（辻 一夫君） 続きまして同第6号、教育委員会の委員の任命につき議会の  
同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君）

同第6号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定により、なお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年12月3日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字八尾480番地の47

氏 名 たべい きみこ  
田部井 紀美子

生年月日 昭和37年4月25日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第6号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字八尾480番地の47、田部井紀美子氏、昭和37年4月25日生まれを適任者として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なお、効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会

の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました同第6号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、田部井紀美子君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第6号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、田部井紀美子君に同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（教育委員長 田部井紀美子君 着席）

午前10時21分 休憩

---

午前10時22分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

---

---

発議案の一括上程（発議第9号より発議第12号までの4議案について）

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。発議第9号、冤罪をなくすための刑事裁判における捜査機関所持証拠の全面開示を求める意見書から発議第12号、こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の4議案につきましては会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第9号から発議第12号の4議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、各々の提出者より趣旨説

明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第9号について、9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) おはようございます。

それでは発議第9号、冤罪をなくすための刑事裁判における捜査機関手持証拠の全面開示を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

まず、2011年5月25日、読売新聞の社説を紹介させていただきます。

これは「布川事件再審、冤罪を生んだ恣意的な証拠開示」というタイトルで出されています。裁判をやり直し、事件から44年を経て出された無罪判決であると。茨城県利根町で1967年に大工の男性が殺害され、現金10万円余りが奪われた布川事件の再審で、水戸地裁土浦支部は桜井昌司さん(64歳)と杉山卓郎さん(64歳)に無罪を言い渡した。判決は2人が犯人であると証明するに足りる証拠は存在しないと断じた。強盗殺人罪で1978年に無期懲役が確定した2人は既に服役し、仮釈放された。検察は再審で2人に改めて無期懲役を求刑していた。検察は控訴するかどうか検討するが、立証を完全に否定された以上、2人の無罪は速やかに確定されるべきだろう。戦後の事件で死刑か無期懲役が確定後、再審で無罪となったのは、足利事件に続き7件目だ。司法界全体が冤罪を防げなかった事実を重く受け止め、綿密に検証して再発を防ぐ必要がある。

検察は2人の自白と被害者宅前で2人を見たという住民の証言を立証の柱にした。判決は捜査段階で犯行を認めた2人の供述が一貫性を欠いていることを重視した。供述調書については、捜査官の誘導などにより作成された可能性を否定できないとの判断を示した。

冤罪につながりやすい自白偏重の捜査が布川事件でも行われたことが窺える。目撃証言についても判決は信用性に欠けると指摘した。その判断に至る1つの要因になったのが、新たな目撃証言の存在だろう。杉山さんを知る女性が現場近くで見たのは、杉山さんとは別人と語ったものだ。

この証言の調書は、2人が2001年に行った2回目の再審請求で検察が初めて開示した。再審が開始される決め手となった。判決は女性の証言の信用性について全面的には認めなかったが、その証言がもっと早く判明していれば、当初の裁判の結果に影響が及んだのではないか。検察側に都合の悪い証拠は伏せておく恣意的な証拠開示があったと言わざるを得ない。

裁判員制度の導入に伴い、現在では初公判前に検察が争点にかかわる証拠を原則的に開示するルールが採用されている。だが、検察がほとんどの証拠を押さえているという構図は変わらない。検察が自らに不利な証拠も開示してこそ、公正な裁判が成り立つ。裁判官にも証拠開示を促す訴訟指揮が求められているという中身でした。

この中では、「これで普通の人間に戻れる。一区切りつけて休みたい」と杉山さんの声が載せられています。その後、杉山さんは国家賠償もせず、家族との時間を大切に過ごされましたが、今年の10月27日、69歳で亡くなりました。

無実が認められたことは大変良かったですが、44年間人生の大切な時間を奪われたこととなります。冤罪は取り返しのつかない人権侵害であることを如実に示しています。しかも真犯人は捕まっていません。無実の市民を犯罪者に仕立て上げないためにも、ほとんどの証拠を握っている警察・検察が手持ち証拠を全面開示されることは必要です。ぜひ本件意見書を本町議会の意見として採択していただきますようお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 続きまして発議第10号について、2番、森井議員。

（2番 森井基容君 登壇）

○2番（森井基容君） 議長のお許しをいただきまして、今定例会に提出させていただきました意見書、災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

日本列島は大地震のみでなく、火山噴火、豪雨災害など相次いでいる状況であります。災害の規模が大きくなればなるほど、救援から復興に至る過程においては、ボランティアなど様々な支援者の参画が欠かせないものとなっています。過去の実績からは被災者50人について、少なくとも1日当たり1人のボランティアが必要であるというふうなことも言われております。

南海トラフ地震などの大規模災害が起これば、1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要とも言われております。行政が財政難や効率化ゆえに小さくなりつつある現状を踏まえ、ボランティアとの協働は不可避であり、その裾野を広げることが欠かせないものと言えるだろうと思います。

しかしながら、残念なことに災害時の被災者のニーズに応えるだけのボランティアを集める力や環境はないと言わざるを得ません。原因は受入体制の問題、交通アクセスの問題などありますが、災害ボランティアの文化が我が国に未成熟であるということも、その裾野を広げることには妨げとなっている要因であるかとも思われます。

災害ボランティアは「奇妙な個人がするもの」「特定の団体、ボランティア組織がするもの」といった考え方ではなく、お互いさまの考え方で国民がこぞってその善意を持ち寄り、助け合っているものであるとの文化的状況を醸成していかなければならないものと考えています。つまりボランティア活動が個人的なものでなく社会的なものであるという価値観の転換も必要になるかとも思います。今必要とされるのは、社会全体として災害ボランティアを応援する環境づくりであろうと考えています。

その第一歩として、災害ボランティアに対する旅費等の割引制度を挙げることができます。ボランティアにとって被災地への移動手段の確保、被災地での滞在場所の確保はボランティア活動を行う上での必須要件であります。各種世論調査やボランティアへの調査では、「旅費がないので行けない」という答えが最も多いと言われております。そうした人々がボランティア活動に参加できるよう、ボランティアバスや宿泊場所についての情報提供の強化を図るとともに、その必要経費の援助を社会的に図っていくことが必要であろうかと思えます。そのことが、多くのボランティアが活動できることにつながり、また被災地の復旧復興を早めることにもつながります。個々の地方公共団体、企業、旅館等が行うだけではなく、国としての制度創設が災害ボランティアを社会が応援する環境づくりの第一歩になることを確信しています。

以上のことから、国に対して、地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定するこ

とを強く求めるものであります。

各議員におかれましては、趣旨をご理解いただきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

これで趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 続きまして発議第11号について、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきました意見書、ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

私は、この平成22年第4回定例会におきましても「脳脊髄液減少症の診断、治療の確立を求める意見書」を提出し、賛成多数で可決させていただきました。

その後、いろんな診断が行われまして、15年ぐらい前に脳のMRIで診断ができるようになり、この症例が多く出るようになりました。その後、一部保険適用されましたが、保険適用で8万円から12万円。また多くの病院では、これは自由診療となっており保険がきかず、検査医療・入院込みで約30万円ほどかかるという高額治療費になっております。

ご承知のように、脳脊髄液減少症は交通事故、スポーツ外傷等の身体への強い衝撃により脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってまいりました。

ご承知のように、脳脊髄液というのは頭から腰のあたりまで骨が走っているわけですが、その外側に硬膜というのが巻かれておりまして、その硬膜と骨の間に、この髄液というのが流れているわけなのです。これが何かの強い衝撃によって漏れ出してくるわけなのです。それで髄液が減少していくと。この髄液というのは再生ができませんので、そのままにしておくと、どんどん減って行って、先ほど述べましたいろんな症状が出てくるということでございます。

したがって、このブラッドパッチ療法といいますのは、髄液が漏れてくるのを防ぐ、漏れないようにするための治療でございます。その治療方法というのは、患者から採取した血液を患部付近に注射することによって、血の成分がのりの役割を果



たして、髄液の漏れを防ぐという効果が出てきております。

これを早くすれば良かったのですが、残念ながらなかなか症例が出てきておりませんでしたのですが、今回、厚生労働省の研究班が359の症例を分析し、そのうちブラッドパッチをしたのは336例で、結果は治癒が33.1%、それから少し経過が良くなってきたのが57.1%と、このブラッドパッチを利用することによって、約9割の方にそれなりの有効な結果が出てきたわけでございます。

したがって、先ほど述べましたように非常にお金がかかりますので、なかなかそのブラッドパッチの治療をしにくいということがございますので、このブラッドパッチを保険適用していただきますと、いろんな方が保険で安くできるということで、更にいろんな部分において、患者の精神的、肉体的な苦痛が解消されるのではないかと思われるのであります。

したがって国に対しては、ここで述べておりますように、3点を実現されるよう要望するものです。

1つ目は脳脊髄液減少症の治療方法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用すること。

また2番目として、厚生労働省の研究事業において18歳未満の症例を加えること。現在この18歳未満の症例を研究事業には、厚生労働省は指定しておりませんので、これは18歳未満の方もいろいろ交通事故とか、それ以外でもやはりこういう減少症が起こってきておりますので、早急に加えていただきたい。

そして3番目として、脳脊髄液減少症の早期発見、早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

この3点を強く要望するものであります。

以上が趣旨説明でございます。議員各位におかれましては、よくご理解いただきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 続きまして発議第12号について、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第12号、こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の趣旨説明をさせて

いただきます。

今、国は地方創生を標榜して各自治体に合計特殊出生率1.8を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう提案しています。その影響で、今は各自治体が子育て支援策充実競争を繰り広げる状態になっています。

先日NHKの報道では、千葉県銚子市から川を離れた茨城県神栖市へ1,500世帯が転居したという報道がされました。

その中身は、子ども医療費助成を中学校卒業まで無料化実施する。それと保育園保育料は上限3万円台に抑えると。更に学校給食を無料にするというような子育て支援策を打ち出した神栖市に若い方々が転居したという中身でした。地域ごとの特性に応じた子育て支援策は各自治体に取り組むことに工夫をこらすことは当然と考えます。しかし、現在財政力に格差がある中で、子ども・子育て支援策の土台となる子ども医療費無料化は全国均一の制度として充実することが求められるのではないのでしょうか。今、子ども医療費助成制度は県と市町村が力を合わせて実施しています。まず国が合計特殊出生率1.8を達成する努力として、子ども医療費無料化制度を実施されることを求めるものです。

また、国保交付金のペナルティを国が実施していることから、子ども医療費の窓口負担額が各県で異なっています。近畿の中では奈良県だけが一旦支払った上で、償還払いとして後から返ってくる制度になっています。子ども医療と言いますと、いろいろありまして、例えば私の子どもも小さいときに、夜中、「お腹が痛い」と苦しんでいて、病院に連れて行くと待っているときに、もう治ったというようなこともありました。しかしその半面、夜、子どもさんが苦しんでいるので、明日病院に連れて行こうとご夫婦で判断されて翌日朝、子どもさんが亡くなっていたという事例も本町でありました。

子どもの病気は軽く見えていても、実際命にかかわる重大な病気の場合があります。突然死は約5,000人に1人の高率で発生しています。重大な結果とならないためにも、具合が悪くなったらお金のことを心配することなくお医者さんにかかる制度にすることは喫緊の課題です。

奈良県に改善を求めています。その原因は国のペナルティであり、国がペナルティを廃止すると、すぐにでも改善できることから、今回意見書を提出し国に対応

を促すよう賛同を求めるものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻 一夫君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。

まず発議第9号、冤罪をなくすための刑事裁判における捜査機関手持ち証拠の全面開示を求める意見書について、質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に発議第10号、災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書について、質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に発議第11号、ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書について、質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に発議第12号、子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書について、質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） それでは、冤罪をなくすための刑事裁判における捜査機関手持ち証拠の全面開示を求める意見書について反対意見を述べさせていただきます。

冤罪をなくすこと、これは絶対必要であります。人権侵害があってはならない。全くそのとおりであり、なくさねばなりません。しかし、そのために証拠を全面開示することが良いのかというと、そうも言い切れません。

学説で3つに分かれているようですね。否定説。証拠開示の可否、範囲、時期などの決定は検察官の裁量、判断に委ねるべきであると。

理由は、証拠の全面開示を求める現法律はないと。当事者主義のもとでは、当事者はそれぞれ独自の努力で証拠を収集・保全すべきであり、相手方当事者の収集・保全した証拠の閲覧を求めることは当事者主義に反する。証拠開示を認めると証人

威迫、偽証教唆等、証拠隠滅の危険が生ずる。証拠開示によって控訴関係者のプライバシーが侵害される恐れがある。こういうことが理由に挙げられております。

そしてまた、部分的肯定説。これによりますと、審理の進行に従い、証拠調べの状況に応じて個別的な開示を行うべきであると。

その理由は、否定説、肯定説のいう証拠開示を求める理由は最もであるが、現行法上、全面事前開示を求める規定はなく、現行法の解釈として全面事前開示を求めることについては無理がある。そして証人威迫、偽証教唆等、証拠隠滅の恐れも無視し得ない。全面事前開示によって、証拠隠滅の危険のある事件も審理の進行に従い、証拠調べの状況に応じて個別的な開示を行うものとするれば、この危険を避けることができる。また証拠調べの段階に入れば、裁判所も起訴状立法主義の制約を脱し、検察官及び弁護士から開示の必要性と、これに生ずる弊害の危険等に関して立ち入った意見を聞き、これらを基礎に開示の時期、方法等を決定することが可能となると。こういう学説が述べられております。

そこで、この社会において国民の安全と平穏を守る、これが国の責務であります。そして、この犯罪を少なくして治安を守ること、これが本当に大事なことであります。その中で全面開示をすることによって、その上がっている証拠に対して、証拠隠滅、すぐにその証拠を押さえるべく圧力をかけたり、いろいろな隠滅の工作が行われる。あるいは事件の一部を知っている、その人が警察に申告することによって、そのことが表面に出れば、その人がものすごく後々不利益になる。あるいは大変な事態を、二次犯罪を起こす可能性もある。非常に憂慮する事態にもなります。

そういう意味からも、我々の社会が、本当に安全に治安の保たれた社会になるためには、全面開示するということは、ちょっと無理であろうかという気がします。そして、冤罪をなくすことは本当に大事であります。

そこで、裁判において「疑わしきは罰せず」ということで、これが一番の裁判の大事な要であります。要は、その人が犯罪を行ったか、行っていないか、疑わしきは罰しないのだということをはっきり規定されているわけですね。だから証拠をきっちりしないと、その人は罪には落とせないわけで。あの……。 (「落としているじゃないですか」と吉田議員呼ぶ)

えっ? (「冤罪が発生している。罪に落としているじゃないですか。それは、そ

うしたら良いですよ」と吉田議員呼ぶ)

違う、違う。それは、また別ですよ。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員、ちょっと慎んでください。

○12番（小走善秀君） そういうことでね、「疑わしきは罰せず」ということから、ほとんどそういうことは避けられると。

ただ、個々の事件については言及できませんが、再審、再審でね、まさに今先ほどの事件では44年、あるいは20年、30年と、そういう長い期間をかけて再審がなされると。その中には、後々になって証拠が、もう記憶、証拠もあやふやになったりしていくわけですから、その辺で無罪が出てくる。もう何十年経って出てくるということもあろうかと思えます。今、個々の事件について言及しているわけではないですよ。今例示を挙げられた、そういうことについて言っているわけではなく、そういうこともあり得るわけですから。

ただ、やはり全面開示をすることの弊害のほうが大きいのかなと。こういうことで全面開示に対しては反対させていただきます。

そしてその次に、こども医療費の無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書について、反対意見をさせていただきます。

小児医療が崩壊しつつあるというようなことも言われております。

医療費無償化の問題として、必ず生活保護受給者の話が問題になります。生活保護費の半分が医療費であり、これは医療負担がないために安易な受診を招いているからです。生活保護の話は極論かもしれませんが、一般の方にも同じような医療費の無駄が身近な問題として起こっています。

例えば自治体にもよりますが、子育て支援の一環として子どもの医療費を無料にしている地域があります。これによって、子どもの数が増加している場合もあるため、政策としてある程度の成果を収めています。

しかし、生活保護受給者でモラルハザードが問題となっているのと同じように、大した症状でなくても、無料であるために医療機関に子どもを受診させようとする親が増えてしまっている実態があります。これがコンビニ受診につながります。通常の時間外診療ではコストが高くなりますが、無料なのでそのような意識は全く働きません。そもそも時間内で何とかやりくりしようという考えがないのです。熱を

抑えるために薬局で薬を購入すれば数千円かかりますが、医療機関を受診して専門家から指導を受けながら薬をもらうのであれば無料です。こうなれば誰もが後者を選びます。それがたとえ時間外でも、大病院でも関係ありません。これによって医療機関が忙しくなって疲弊し、小児医療が崩壊していきます。

政治家が選挙に当選するために、医療費無償化を挙げるのは聞こえが良いですが、その裏には大きな無駄が隠されています。一律無料を廃止すれば問題を解決できるのか。

ある薬剤師は、まさに子どもの医療費が無料となっている地域で働いており、その薬局の隣には保育所があります。この保育所の先生が園児を連れて薬局へ来ることがあるらしいのです。このときに、「問題がないのですが、ちょっとお腹が痛いようなので受診させました」と言われることが頻繁にあるようです。医師の診察、診断を受けて処方箋を持っているために断るわけにもいかず、そのためにわざわざ整腸剤薬だけを調剤するとのこと。ここに大きな無駄があります。無料によるモラルハザードが安易な受診を促してしまうのです。

このように言うと弱者の切り捨てだと反論する人がいます。ただ、私はすべての子どもに対し一律に医療費無料化を実施すべきではないと思います。

医療に関して言えば、難病のために入院や通院が必要な子どもと、重い病気を持っていなくて、風邪などの軽い症状で受診する子どもの2種類があります。前者の例として小児がんなどがあり、医療費も高額になりますし、医療費無償化を実施しても異論はないと思います。しかし、後者のように3割負担でも問題ないですし、時間外での受診は当然のように割高にしても良いはず。軽症患者まで一律に無料にしているために大きな無理が生じています。一律な医療費無料化を廃止することで無駄な医療費を削減できれば、例えば慢性骨髄性白血病の患者さんなど、本当に困っている人たちの医療費に回すことができるはず。です。

確かに子どもは弱者かもしれませんが、生活保護受給者と同じようにモラルハザードが起こっているため、すべて無料にする必要はありません。現在は医療費が膨れ上がっているとは言っても大きな無駄を垂れ流している状態です。まずは無駄を改善し、本当に必要な人に限られた医療財源を使わなければならないと思います。

よって、無償化に関しては反対であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） それでは、冤罪をなくすための刑事裁判における捜査機関手持証拠の全面開示を求める意見書に賛成する討論をさせていただきます。

無実の罪に濡れ衣を着せられる、それが冤罪。この世の中で、これほど正義に反し悔しいことはないと思います。

袴田さんは1966年の逮捕から確定死刑囚としていつ執行されるか分からない恐怖と、48年間もの間自由を奪われ、獄中での生活を余儀なくされました。第2次再審請求審で600点強の証拠が出てきて、即時抗告審でも5点の写真とネガと録音テープの2点が出てきました。この録音テープを再生すると、警察官が袴田さんの言い分に全く聞く耳を持たず、袴田さんが犯人だと決めつけて無理矢理自白を強要する様子が伝わってきたということです。

（「無実の死刑囚 元プロボクサー袴田巖さんを救おう」のリーフレットを壇上より示す）

袴田さんの事件に関しては、こういうパンフレットというか、リーフというか、ありますが、ここにはいろんな証拠が取り上げられております。

袴田さんの獄中からの手紙です。

「私はでっち上げにより死刑囚として特殊な環境に置かれ、初めて死刑の残虐の何たるかを熟知した。死刑囚は口を揃えて言う。死刑はとても怖いと。だが、実は死刑そのものが怖いのではなく、怖いと恐怖する心がたまらなく怖いのだ」と書いてあったそうです。

冤罪はその人の人生を狂わせるだけでなく、家族や他の人の人生をも狂わせてしまう大きな罪だと言えるでしょう。真実を明らかにし、公正な裁判が行われるために、この意見書に賛同します。

議員各位におかれましてもご賛同くださいますよう、よろしく申し上げます。

次に、こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやることを求める意見書に賛成意見を述べさせていただきます。

医療という現物を給付するという意味の現物給付は、窓口での負担がなく、子育て

で中の保護者にとっては本当に価値ある制度です。しかし、国は保護者が安易に病院に連れて行き医療費が上がると思っているようですが、そうとも言い切れません。親は子どもが発病したときに、財布の中をのぞき、少ないと受診することをためらってしまいます。その間に子どもは重篤な状態になり、結果的に医療費がかさむということになります。それに保護者は仕事を休んで付き添い、交通費もかかるなど負担はかかってくるのですから、現物給付だからといって安易に受診することはありません。経済的に苦しい人には県の貸付制度があります。

ある方は、小学生を頭に3人のお子さんがおられ、次々と3人とも入院されたときに、夫は仕事を休めず、妻は子どものそばを離れられず、貸し付けの手続きに行く時間はなく、五、六万円の支払いをせざるを得ず、大変困ったという話もあります。

こういった様々な現状をしっかりと把握し、国民の要望に沿って子ども医療費を無料化すること、財政調整交付金削減のペナルティを廃止すべきことを強く求め、この意見書に賛同いたします。

議員各位の皆様方のご賛同をどうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第10号、災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

大規模災害が各地で起こる中、国や行政だけでは被災者支援や復興支援がおぼつかないことが明らかになっています。多くのボランティアが被災地に支援に駆けつける状態が生まれています。ただ、支援を必要とする量、質とも膨大で、長期にわたることが多いことから、更なるたくさんのボランティアの参加が求められています。

ボランティアは自発的、自立的なものですが、参加しやすい環境整備をすることでボランティア参加者を増やすことに貢献するものと思います。支援策が個人のボランティアまで広げられるのか、財源の裏づけをどうするのか、など課題はありますが、まずはボランティア支援策を検討することの重要性を示すことが大切である



ことから本意見書に賛同させていただきます。

次に発議第11号、ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

脳脊髄液減少症と、その治療法であるブラッドパッチ療法については、先進医療として承認されていますが、いまだ反対、保留の意見を持つ医師が存在しています。学会等で十分な議論を尽くされることを望みます。ただ、ブラッドパッチ療法で症状が改善された事例が多数とある実績が積み重ねられていること、外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではないという国の判断が出ていること、関連する脳神経外科学会等、7学会から承認を得た診断基準案ができていること、患者の負担を軽減するためにもブラッドパッチ療法の速やかな保険適用を求めるものです。

また、文部科学省は公式に、不登校生徒の中には脳脊髄液減少症を罹患した児童がいる、生徒がいる可能性があるとして、二度にわたり全国すべての学校、学校法人に事務連絡を出したことから、厚生労働省が若年層にもブラッドパッチ治療法に踏み切ることが求められるのは当然だということから、本意見書に賛成いたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第9号、冤罪をなくすための刑事裁判における捜査機関所持証拠の全面開示を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして発議第10号、災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして発議第11号、ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成

諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして発議第12号、こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

---

---

議案の一括上程(報第16号より議第52号までの9議案について)

○議長(辻 一夫君) 続きまして、報第16号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告より、議第52号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例までの9議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、報第16号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告より、議第52号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例までの9議案につきましては、一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成27年田原本町議会第4回定例会に提出いたしました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第16号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は250万円の増額で、予算総額は134億1,062万8,000円となります。

補正の内容といたしまして、第6款商工費の増額で、観光ステーション磯城の里移転に係る商工会への補助金であり、改修工事及び移転時期の関係で、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年11月5日付けで専決処分したものでございます。

次に、議第45号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正予算額は7,941万5,000円の増額で、予算総額は134億9,004万3,000円となります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費、7,101万5,000円の増額で、自立支援介護・訓練等給付費負担金、2カ所の障害者施設整備及び老人ホーム1カ所へのスプリンクラー整備補助等に要する経費でございます。

また、第5款農林水産業費、840万円の増額で、耕作者集積協力金及び経営改善・発展に取り組む経営体に対する補助金でございます。

財源については、国・県支出金及び繰越金でございます。

次に、議第46号、平成27年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は2,065万円の増額で、予算総額は39億3,903万7,000円となります。

補正の内容につきましては、療養給付費等の精算に伴う国庫支出金返納金でございます。

財源については、繰越金でございます。

次に、議第47号、平成27年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は912万4,000円の増額で、予算総額は24億8,587万4,000円となります。

補正の内容といたしましては、介護給付費等の精算に伴う国庫支出金等の返納金でございます。

財源については、支払基金交付金、国・県支出金及び繰越金でございます。

次に、議第48号、田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について定めるものがございます。

次に、議第49号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年度の国の税制改正による所要の改正のうち、平成28年以降に施行になる部分について今回改正を行うものであります。

主な改正内容は、徴収の猶予制度の具体的な申請手続を条例で定め、たばこ税の紙巻たばこ3級品の軽減税率を廃止し、番号制度の実施に伴い、町税の申請書類への記載事項に個人番号及び法人番号を追加、及び減免申請書の提出期限を延長するものであります。

次に、議第50号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の減免申請期限について所要の改正を行うとともに、番号制度の実施に伴い、減免申請書の記載事項に個人番号を加えるため、所要の規定整備を行うものでございます。

次に、議第51号、田原本町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、番号制度の実施に伴い、保険料の減免申請書等に特定の個人を識別するための個人番号の記入を加える改正でございます。

次に、議第52号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行され、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、関連する諸政令について所定の規定整備が行われたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

---

---

上程議案の委員会付託について

○議長（辻 一夫君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各

所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(藤原庸雅君) 委員会別付託議案を朗読いたします。

報第16号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び議第45号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第4号)、並びに議第46号、平成27年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、並びに議第47号、平成27年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第1号)の4議案につきましては、厚生建設委員会。

議第48号、田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、及び議第49号、田原本町税条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、総務文教委員会。

議第50号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、及び議第51号、田原本町介護保険条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、厚生建設委員会。

議第52号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教委員会。

以上でございます。

○議長(辻 一夫君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時18分 散会